

田辺市告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成22年1月20日

田辺市長 真砂充敏

1 大字中三栖字下芝に編入する区域

大字	字	地番
中三栖	中芝	51から55まで、56-1、56-3、62-1及び62-2の全部 63-1の一部
上記の区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部		

地番については、平成21年10月14日現在の地番である。

2 大字中三栖字中之町に編入する区域

大字	字	地番
中三栖	下芝	20-1、20-2、33-3、35、40及び43の全部 21-2、33-2、41-1及び41-2の一部
中三栖	中芝	63-3、64-1、65-1及び66-1の全部 63-1の一部
上記の区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部		

地番については、平成21年10月14日現在の地番である。

